

10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

劣後特約付借入金 16,000百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

25,676百万円

12. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額
430百万円

会計監査人の状況

●氏名又は名称（平成30年3月期）
有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 山口 弘志
指定有限責任社員 大竹 新

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	7,780百万円
貸倒引当金	5,102百万円
有価証券償却	2,759百万円
減価償却費	342百万円
その他	3,734百万円
繰延税金資産小計	19,720百万円
評価性引当額	△3,002百万円
繰延税金資産合計	16,717百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△227,925百万円
その他	△44百万円
繰延税金負債合計	△227,969百万円
繰延税金負債の純額	△211,252百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.8%
住民税均等割等	0.4%
評価性引当額の増減	0.4%
その他	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.6%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。